

# 新富町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

## 目次

はじめに	1
<b>第1部 総論</b>	
第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	3
第2章 対策の基本項目	
第3章 対策推進のための役割分担	7
<b>第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</b>	
第1章 実施体制	11
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	14
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第3章 まん延防止	18
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 ワクチン	20
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第5章 保健	35
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第6章 物資	36
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	37
第1節 準備期	
第2節 初動期	

### 第3節 対応期

第8章 新富町の事務分掌 · · · · · 41

## 第1節 各対策部共通の事務分掌

## 第2節 各対策部の事務分掌

I はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降新型コロナウイルス感染症(COVID-19) (以下「新型コロナ」という。) が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに対する直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、ひとたび世界中のどこかで新型のウイルス等が発生すれば、パンデミックとなり大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。) は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症同様に、危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、一国・地方公共団体・指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)、新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2019 年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020 年 1 月には我が国でも新型コロナの感染者が確認され、政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置された。2020 年 3 月には特措法が改正され、新型コロナが特措法の適用対象となり、特措法に基づき国を挙げて新型コロナ対策に取り組む体制が整えられた。2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症へ移行するまでの 3 年超にわたり、特措法に基づく新型

コロナ対応が行われ、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、住民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする住民生活の安定にも大きな脅威となるものであったということである。また、新型コロナ対応では、感染症危機の影響を受ける範囲は広範囲に及び、多くの住民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うことになった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第8項）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第9項）

である。

## 第1部 総論

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生したり、コロナウイルスのような既知の病原体であってもウイルスの変異等によってほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済にも大きな影響を与えるかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の3点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供  
○適切な感染状況や医療情報の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止  
○感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。  
○平時から医療機関と連携し、予防接種の実施が必要となった場合には、早急に実施できるよう特定接種の体制を整備する。  
○県から医療機関体制の情報を得ながら、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(3) 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定

○地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。  
○事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第2章 対策の基本項目

新富町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策の3つの主たる目的である「適切な方法による情報提供」「予防接種の実施と新型インフルエンザ等のまん延防止」「生活環境の保全、生活及び地域経済の安定」について、次の7項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階

ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

#### （1）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「新富町新型インフルエンザ等対策推進会議」等を開催し、関係課等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、「政府対策本部」や「宮崎県対策本部」が設置された際には国や県からの指示や情報に留意し、関係機関や関係課等と情報共有を行いながら、対応の準備を行う。さらに、政府対策本部長が、特措法に基づく「緊急事態宣言」を発令した際には、町長を本部長とした「新富町新型インフルエンザ等対策本部」（特措法第34条に基づく法定の対策本部）を設置し、必要な措置や対応を実施する。発生時には、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、「新富町新型インフルエンザ等対策推進会議」の意見を聴取しながら各行政機関や関係団体等が連携した取組みを行う。

#### （2）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及するなど、様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。また、住民については、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供手段を検討し、インターネットを含めた多様な媒体を用い、できる限り迅速に情報提供を行う。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明を行うとともに、発信した情報に対する受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

情報提供の際には、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を図ることで、住民等が適切な判断や行動を選択できるようにする。特に、まん延防止重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響をうける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

④リスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、

リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。

### （3）まん延防止

まん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るために時間を確保することにつながる。また、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人における対策については、国内における発生初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとされており、住民に対して迅速に状況の理解と協力を求めていく。（特措法第45条第1項）

地域対策・職場対策については、国内における発生初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ等対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

さらに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとされており、学校等各施設に対し迅速に状況の理解と協力を求めていく。（特措法第45条第2項及び第3項）

### （4）ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

町は、国や県等と連携してワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。新富町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対して、自らが実施主体となり、原則として集団接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ検討し、国及び県の支援を得ながら、医師会、医療機関との連携により、接種体制を整えておく必要がある。

緊急事態宣言が行われている場合については、予防接種法第6条第1項の規定（臨

時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

住民接種は、原則として町内に居住する者(在留外国人を含む)すべてを対象とする。他に、町内の医療機関に勤務している医療従事者に対しても接種を実施する場合も考えられる。

住民接種については、新富町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することになるが、新型コロナ感染症発生時の特例接種の経験を活かしながら、接種を円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

住民接種の接種順位については、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種の手引き」において、特定接種対象者以外の接種対象者を以下(参考)の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが整理されているが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

#### 住民接種の対象者(4つの群)

- ① 医学的ハイリスク者
  - ア 基礎疾患有する者
  - イ 妊婦
- ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者(65歳以上)

#### (5) 保健

新富町は、宮崎県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力する。また、情報収集等を積極的に行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用できるようにする。また、医療機関、県、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

#### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進等、必要な準備を進めることが重要である

## （7）住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、事業計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県及び市町村は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第3章 対策推進のための役割分担

### （1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### （2）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に

基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### （3）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国及び市町村など関係機関と連携を図りながら、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、感染症の特徴や病原体の性状に応じた対策を着実に推進する。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を確保するとともに、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力を発揮させるため、計画的に準備を進める。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することが可能となる。こうした取組において、県は、宮崎県感染症対策連携協議会及び宮崎県感染症対策審議会等（以下「連携協議会等」という。）を通じ、県予防計画等について協議を行うとともに、同計画に基づく取組状況を毎年度国に報告する。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の確保や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。また、県は、平時から、国が発信する感染症や感染対策に関する基本的な情報を県民に分かりやすく伝える。

#### （4）新富町の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

#### （5）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するた

め、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（6）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（7）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（8）一般の事業者

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（9）住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時におけるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、医薬品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

町行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、小康状態に至るまでを、地域の実情に応じた戦略に則し、準備期、初動期、対応期の3つの発生段階に分類した。本町においては、国、県の判断等を踏まえ、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は極めて短期間になる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行することは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変更するということに留意が必要である。

### ○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び宮崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

～ 対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する～

### ○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部及び県対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

### ○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

### ○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 第1章 実施体制

### 第1節 準備期

#### 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、庁内における各役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係者間の連携を強化する。

#### 1-1. 実践的な訓練の実施

新富町は、政府行動計画及び宮崎県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

#### 1-2. 新富町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 新富町は、新富町行動計画を作成・変更する。新富町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者そのほかの学識経験者の意見を聴く。
- ② 新富町は、新型インフルエンザ等の発生時において特化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 新富町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

#### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、宮崎県、新富町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、宮崎県、新富町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の

発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や宮崎県が宮崎県対策本部を設置した場合において、新富町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 新富町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新富町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

##### 1. 新富町感染症対策会議

新型インフルエンザ等の患者が発生もしくは発生する可能性が極めて高いと判断された場合において、感染拡大を抑制する等の措置を講ずるため、新富町感染症対策会議を開催する。具体的には、以下のことについて判断を行う。

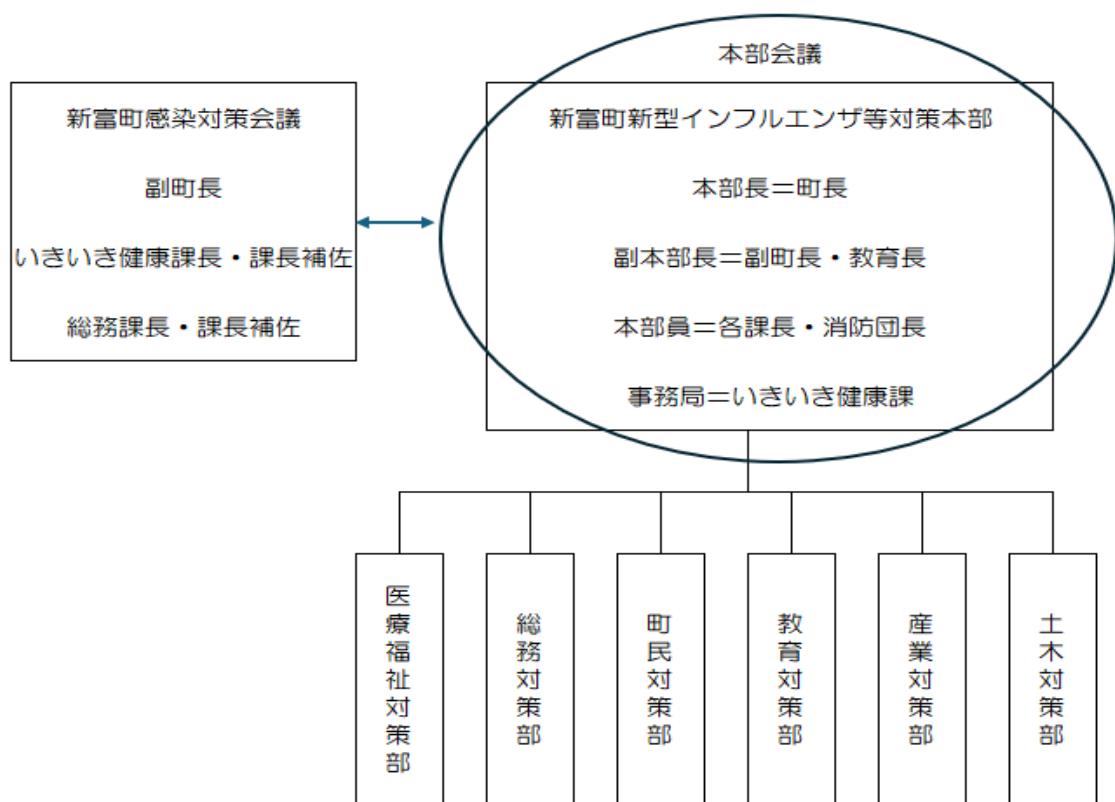
- 流行状況の把握
- コールセンター設置の判断
- その他必要な対応方針の判断

##### 2. 新富町新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に莫大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部から特措法に基づく緊急事態宣言が行われる。その場合、新富町は町長を本部長とす

る新富町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し本部会議において対策の内容を決定する。さらに、町対策本部の下部に全ての課・局等で編成される各対策部を設置し、発生段階に応じた対策を実施する。（各対策部の事務分掌は、P 42 を参照）

### 1) 町対策本部の組織体制図



### 第3節 対応期

#### 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じ

て柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新富町は、新型インフルエンザ等のまん延により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、宮崎県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 新富町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は宮崎県に対して応援を求める。

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

新富町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

新富町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに新富町対策本部を設置する。新富町は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 新富町対策本部の廃止

新富町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく新富町対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動でき

るようになることが重要である。このため、町は、平時から、町民の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 新富町における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、新富町の果たす役割は大きい。新富町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、新富町による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。住民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、また、備蓄について継続的に情報提供を行う。

##### 1-1-2. 宮崎県と新富町の間における感染状況等の情報提供・共有について

新富町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して宮崎県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、新

富町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など宮崎県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について、宮崎県と新富町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考えられる。

#### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

新富町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

#### 1-1-4. 住民への啓発

新富町は、住民に対し、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等を発信する。具体的には、日ごろからバランスの取れた食事、適度な運動、十分な睡眠、休養をとり、免疫力を高めるなどの体調管理に努めるよう機会がある毎に周知する。加えて基本的な感染症対策（手洗い・手指消毒・咳エチケット・換気等）の個人レベルでの感染対策の実践や、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、医薬品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう啓発する。

### 第2節 初動期

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民の不安の解消等に努める。

#### 2-1. 情報提供・共有について

##### 2-1-1. 新富町における情報提供・共有について

新富町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制

を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。町民の情報収集の利便性向上のため、感染症対策や経済対策など町民が求める情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

#### 2-1-2. 宮崎県と新富町の間における感染状況等の情報提供・共有について

新富町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して宮崎県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことがあり得る。

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

新富町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

#### 2-3. 偏見・差別や偽情報への対応

町は、国や県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

### 第3節 対応期

#### 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

### 3-1. 情報提供・共有について

#### 3-1-1. 新富町における情報提供・共有について

新富町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。町民の情報収集の利便性向上のため、感染症対策や経済対策など町民が求める情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

#### 3-1-2. 宮崎県と新富町の間における感染状況等の情報提供・共有について

新富町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して宮崎県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことがあり得る。

### 3-2. 基本的方針

#### 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

新富町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

新富町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようとする。

このため、庁内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 新富町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、国及びJIHSが示す指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

#### 3-1. 所要の対応

町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置として県が実施する外出自粛要請や営業時間変更、その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請について、市民等へ周知を行う。

##### 3-1-1. 新富町における公共施設の利用制限について

町は、町が所管する学校・幼稚園等について、国や県の要請に基づき、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等の措置を地域の感染状況等を踏まえ、適切に実施する。

また、県が実施する緊急事態措置（施設の使用制限・停止等）に基づき、地域の感染状況に応じて、公共施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や休館措置を実施する。

#### 3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、緊

急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

新富町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <input type="radio"/> 血圧計等 <input type="radio"/> 静脈路確保用品 <input type="radio"/> 輸液セット <input type="radio"/> 生理食塩水 <input type="radio"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膽盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<b>【文房具類】</b>	
<b>【会場設営物品】</b>	
1-2. ワクチンの供給体制	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

新富町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、町内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

新富町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員・会場・資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる新富町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する新富町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、新富町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

③ 特定接種：新富町における接種順位

- 1 新富町長・副町長・教育長
- 2 各対策部の班長
- 3 総務対策本部・医療福祉対策部・町民対策部・教育対策部・産業対策部・土木対策部
- 4 新富町町議会議員
- 5 消防団員

「特定接種」の対象者は、登録事業者（医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者）と対策の実施に携わる公務員に対して接種する。対象者の範囲・総数・接種順位は、発生時に国において示される。新型コロナ感染症特例接種の経験を踏まえ、住民接種における予約キャンセル時にも、ワクチンの破棄等が生じないよう、特定接種を計画的に接種する。

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 新富町は、国等の協力を得ながら、新富町に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 新富町は、住民接種については、厚生労働省及び宮崎県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の

円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、町内医療機関・児湯医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師・看護師・受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関・保健所・保健相談センター・学校・保育園等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、都道府県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 新富町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、新富町又は宮崎県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

住民接種対象者試算方法		
総人口	人口統計（総人口）	16,437
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	1,151
妊婦	母子健康手帳届出数	94
幼児	人口統計（1～6歳未満）	570
乳児	人口統計（1歳未満）	94
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）× 2	188
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	1,807
高齢者	人口統計（65歳以上）	5,582
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた数	6,951

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を対象者として試算する。

令和7年4月1日現在の住基人口で試算  
母子健康手帳届出数は、令和6年度の届出数を参考

- c 新富町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、新富町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種のいずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
- d 新富町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計す

るほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調整）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入り口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

- (イ) 新富町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体等における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 新富町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（ワクチン忌避・予防接種への躊躇）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期において新富町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

##### 1-4-2. 新富町における対応

新富町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適切かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、宮崎県は、こうした新富町の取組を支援することとなる。

##### 1-4-3. いきいき健康課以外との連携

いきいき健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には総務課、福祉課、あんしん長寿課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、いきいき健康課は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を行う等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

### 1-5. DXの推進

- ① 新富町は、市町村が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 新富町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 新富町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 目的

国は、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の構築

新富町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

新富町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

## 2-3. 接種体制

### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、宮崎県、新富町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、新富町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて児湯医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

### 2-3-2. 住民接種

- ① 新富町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、いきいき健康課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、宮崎県の保護施設担当部局及び福祉事務所、福祉課、あんしん長寿課といきいき健康課が連携して行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を福祉課やあんしん長寿課又は宮崎県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等はいきいき健康課と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、新富町は児湯医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 新富町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、児湯医師会、近隣市町村、町内医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健相談センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、宮崎県においては、新富町の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥ 新富町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場で

の接種が困難な者が接種を受けられるよう、あんしん長寿課・福祉課や宮崎県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦ 新富町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ児湯医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、宮崎県、宮崎県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市町村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、児湯医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、新富町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなもの

が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要とされる物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <input type="radio"/> 血圧計等 <input type="radio"/> 静脈路確保用品 <input type="radio"/> 輸液セット <input type="radio"/> 生理食塩水 <input type="radio"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膫盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
【文房具類】	
○ ポールペン（赤・黒・青） ○ 日付印 ○ スタンプ台 ○ はさみ	
【会場設営物品】	
○ 机 ○ 椅子 ○ スクリーン ○ 延長コード ○ 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 ○ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ○ 耐冷手袋等	

⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理事業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。

⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行

方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行って際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

### 第3節 対応期

#### 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 新富町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 新富町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 新富町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、宮崎県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

#### 3-2. 接種体制

- ① 新富町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、新富町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 新富町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に新富町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 新富町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 新富町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、新富町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 新富町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、あんしん長寿課等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 新富町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 新富町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸すことのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

新富町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健相談センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、あんしん長寿課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-2-2-4. 接種記録の管理

国、宮崎県及び新富町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合は、その実施主体、住民接種の場合は新富町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害の救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 新富町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

## 3-4. 情報提供・共有

- ① 新富町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 新富町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、新富町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

### 3-4-1. 特定接種に係る対応

新富町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 新富町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項の基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、新富町は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

#### 参考 新型コロナウイルス感染症 特例接種体制

令和3年から実施した新型コロナワクチン接種体制について、今後、新型インフルエンザを含め、新興感染症が発生した際の参考のために以下の通り記載する。

- 1 町内医療機関代表者へ相談
- 2 接種形式の決定：新型コロナワクチンは町内医療機関での個別接種とした
- 3 町内医療機関への接種協力依頼
- 4 接種計画の立案
  - (1) 町内医療機関における1日接種可能数の試算
  - (2) 町内医療機関における接種日の設定
  - (3) 町内医療機関従事者接種

令和3年度当初、町内医療従事者接種開始。ワクチンは医師会を経由して医療機関に供給。ただし、接種券は居住地が発行のため、町外在住医療従事者は、居住地へ個人で依頼が必要。医療機関には、新富町内在住者名簿を作成依頼の上、接種券交付は個人宛ではなく医療機関宛。

(4) 住民接種等の実施（優先順位の決定）

役場職員・学校職員・福祉施設従事者

国が対象者の優先順位として高齢者を決定。ただし、ワクチンの供給量が限定されたため、本町では町内高齢者施設等入所者から接種開始。高齢者施設における接種医は本町が割り振りをした。ただし嘱託医や協力医があるところはその医師に依頼。

(5) 児童生徒の接種（可能な限り、土日祝日などを接種日として設定する。）

5 コールセンター（接種予約を目的とした）の設置

6 優先接種準備に基づく接種券等の作成及び郵送

7 接種会場における体制

(1) 体温測定

(2) 予診票確認

(3) 予約名簿との突合

(4) 予診

(5) ワクチン接種

(6) 接種済証の発行

(7) 接種後の注意について説明および状態観察

8 接種券・予診票の回収及びシステムへの入力

9 請求事務

10 補助金申請などの国への対応事務 接種に関しては負担金

※ 新富町における、新型インフルエンザ等発生時における、特定接種および住民接種は、新型コロナウイルス感染症発生時における特例接種の経験を踏まえ、町内医療機関における集団的個別接種の体制をとる可能性が大きい。また、県や国が実施する大規模接種会場におけるワクチン接種を円滑にできるよう整備する。

※ 以上の体制は、必要に応じ同時に調整していく。

※ 接種早期には、接種者多数のためいきいき健康課を含む全庁職員が、町内医療機関への事務補助および接種補助等を行った。

※ 特定接種（役場内）の順番は、第8章 新富町の事務分掌を参考に、各対策部の長の希望者から優先的に接種を行う。以降は、感染症の対応期において、直接住民と接する職員を優先的に接種する。具体的な順番については、対策本部で協議する。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 目的

町は、感染症有事の際における円滑な対応のため、県の本庁、保健所等の関係機関との密接な連携体制を構築する。また、収集・分析した感染症情報を関係者及び住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際における迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

#### 1-1. 人材の確保

町は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、応援派遣にあたる人員を確保する。

#### 1-2. 地域における情報提供・共有

町は、国・県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、町民に対して情報提供・共有を行う。

### 第2節 初動期

#### 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

#### 2-1. 町民への情報提供・共有の開始

町は、国が設置した感染防止対策等に関する情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、町民向けのコールセンター等の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町行動計画に基づき、町が求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 3-1. 主な対応業務の実施

##### 3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 新富町は、宮崎県が実施する健康観察に協力する。
- ② 新富町は、宮崎県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、宮崎県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

町は、新型インフルエンザ等のまん延時など、必要に応じた県からの要請に基づき、健康観察及び生活支援を実施する。これに伴い、県は、感染症法に基づき、町に対し、外出自粛対象者等の氏名、住所、連絡先、療養期間その他の患者情報（この項目において「患者情報」という。）を必要な範囲内で提供する。なお、県が町に対し、健康観察及び生活支援の実施に係る要請を行う場合には、事前に要請内容の詳細について十分に協議する。

また、町は、令和4年12月9日付け厚生労働省通知（医政発1209第23号等）に基づき、災害時において被災した外出自粛対象者等の避難に係る情報共有のため、必要な範囲内で県と患者情報を共有する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 新富町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に

備蓄状況等確認する。なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 消防機関は、国及び宮崎県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第2節 初動期

### 目的

町は、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を確認する。

## 第3節 対応期

### 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、感染症2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認を行う。

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を確認する。対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

#### 3-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、市町村等関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

## 第1節 準備期

### 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により

町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。国、県及び市町村は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1. 情報共有体制の整備

新富町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新富町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 新富町は新富町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は、業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 新富町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

新富町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、宮崎県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

#### 1-5. 火葬体制の構築

新富町は、宮崎県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、町民課・環境対策課等の関係機関との調整を行うものとする。

## 第2節 初動期

### 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

新富町は、宮崎県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

新富町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身の影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

新富町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応

じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

新富町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 新富町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 新富町は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 新富町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、新富町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 新富町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年第121号）そのほかの法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 新富町は、宮崎県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 新富町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 新富町は、宮崎県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 新富町は、宮崎県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬

能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- ⑤ あわせて新富町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、新富町は、臨時遺体安置所の拡充について、早急に措置を講ずるとともに、宮崎県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、新富町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

新富町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である新富町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新富町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

## 第8章 新富町の事務分掌

### 第1節 各対策部共通の事務分掌

- ① 本部長の命ずること
- ② 対策本部及び各対策部への応援に関すること
- ③ 所管施設の利用者等の感染防止対策及び患状況に関すること
- ④ 所管施設の臨時的な閉鎖に関すること
- ⑤ 業務継続計画・発生期における業務の維持継続に関すること
- ⑥ 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること

⑦ その他、所管する業務において、町（県）内感染期に対応が求められるもの

第2節 各対策部の事務分掌

対策部名	課・局	事務分掌
総務対策本部	◎総務課 財政課 デジタル推進課 会計課 議会事務局	○新型インフルエンザ等の感染拡大防止及び予防対策に関すること ○町民生活及び町民経済の安定に関すること ○国・県・近隣市町村・医師会、その他の関係機関との連絡調整に関すること ○町民への広報及び啓発に関すること ○緊急事態宣言が出されている場合の措置に関すること ○その他新型インフルエンザ等対策に必要な事項に関すること ○感染対策会議、対策本部の設置及び閉鎖に関すること ○対策本部会議の運営に関すること ○県本部等関係機関、団体との連絡調整に関すること ○緊急事態宣言に関すること ○本部長の命令伝達に関すること ○本部長の秘書に関すること ○公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること ○各対策本部の動員の確保のための動員及び派遣に関すること ○職員の健康管理及び感染予防対策に関すること ○無線放送による町民への情報等の広報及び伝達に関すること ○町民の外出自粛要請に関すること ○必要車両の確保及び配車に関すること ○本部機能維持のための必要な資材に関すること ○各部間の総合調整及び規制に関すること ○その他、対策本部の所管に属さない事項に関すること ○対策実施に係る予算措置に関すること ○新型インフルエンザ等に対する議会との連絡調整 ○活動人員に対する食料や飲水等の提供に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○東児湯消防組合、消防団との連絡及び調整に関すること</li> <li>○諸団体（自主防災組織・町民団体、区・自治会）への協力要請に関すること</li> <li>○防災に関する協定の締結に関すること</li> <li>○食料及び生活必需品の備蓄、調達及び運搬に関すること</li> </ul>
	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関すること</li> <li>○企業活動の縮小要請に関すること</li> <li>○事業所（者）との連絡及び調整に関すること</li> <li>○コミュニティバス・トヨタクの運行に関すること</li> <li>○ルピナス温泉利用者への注意喚起、主催事業等の中止及び臨時休館に関すること</li> </ul>
医療福祉対策部	◎いきいき健康課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染症予防対策の普及啓発に関すること</li> <li>○要援護者（妊産婦・乳幼児）等への支援に関すること</li> <li>○保健所との連携に関すること</li> <li>○医師会・歯科医師会及び薬剤師会との連携調整に関すること</li> <li>○医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>○新型インフルエンザ等に関わる相談窓口（コールセンター）の設置等に関すること</li> <li>○感染症予防対策及び医療体制に関わる物資及び資材の備蓄、調達及び運搬に関すること</li> <li>○住民への予防接種の実施体制に関すること</li> <li>○職員等の特定接種に関すること</li> <li>○町民税・保険税の徴収猶予に関すること</li> </ul>
	福祉課 あんしん長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設の感染及び感染拡大防止に関すること</li> <li>○保育所・幼稚園の感染及び感染拡大防止に関すること</li> <li>○保育所・幼稚園等における予防接種実施のための連絡調整に関すること</li> <li>○要援護者（高齢者・障がい者）等への支援に関すること</li> <li>○福祉サービスの継続利用に関すること</li> <li>○ボランティア等の受け入れに関すること（社会福祉協議会との連携）</li> <li>○義援金品の受付、管理に関すること</li> </ul>
町民対	◎町民課 新田支所 上新田サービ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国籍町民への対応に関すること</li> <li>○消費生活相談に関すること</li> <li>○値上げ・買占め等に関すること</li> </ul>

策 部	スコーナー	
	環境対策課 水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の収容並びに埋火葬に関すること</li> <li>○遺体の安置所の開設に関すること</li> <li>○防疫、消毒作業に関すること</li> <li>○感染性廃棄物の処理に関すること</li> <li>○資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること</li> <li>○水道等事業者との連携に関すること</li> <li>○終末、し尿処理現場の維持・管理に関すること</li> <li>○水の安定的な供給に関すること</li> </ul>
教 育 対 策 部	◎教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校及び中学校における予防接種実施のための連絡調整に関すること</li> <li>○学校教育施設の感染及び感染拡大防止に関すること</li> <li>○学校の臨時休業等の措置に関すること</li> </ul>
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設の感染及び感染拡大防止に関すること</li> <li>○総合交流センター・体育館・公民館・文化会館の利用者への注意喚起、主催事業等の中止及び臨時休館に関すること</li> </ul>
産 業 対 策 部	◎産業振興課 農地管理課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥等の検査等への協力及び処分等に関すること</li> <li>○家きん等高病原性鳥インフルエンザに関すること</li> <li>○食品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関すること</li> <li>○養鶏関係者への感染予防策の周知に関すること</li> </ul>
	◎都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の通行規制に関わる業務の支援に関すること</li> <li>○公営住宅の防疫に関すること</li> <li>○電気・ガス・運送等ライフライン事業者との連携に関すること</li> </ul>

※ ◎印の課長を各対策部の部長とする。

※ 各課の名称は行動計画策定時である、令和7年度時点のものである。